**○厚生労働省告示第百四十八号**

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）第六条第三項、第七条第二号、第八条第二項第二号、第九条及び第十一条並びに附則第五条、第五条の二、第五条の四第一項第二号イ、第六条第二項第二号及び第七条並びに地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）附則第三条の規定に基づき、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成三十年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を次のように定めたので、同令第十三条及び附則第十一条並びに同法附則第三条の規定により公示する。

平成三十年三月二十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

| 区分 | 率又は額 |
|---|---|
| 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号。以下「省令」という。）第六条第三項に規定する算定率 | ○・○○一〇九二六八 |
| 省令第七条第二号に規定する率 | 一・一四八六五三六八四 |
| 省令第八条第二項第二号に規定する率 | ○・九九三五九五七九 |
| 省令第九条に規定する第二号被保険者一人当たり負担見込額 | 六七、九〇九円 |
| 省令第十一条に規定する第二号被保険者一人当たり負担額（平成二十八年四月一日から同年九月三十日までに係る部分に限る。） | 六二、三〇二円 |
| 省令第十一条に規定する第二号被保険者一人当たり負担額（平成二十八年十月一日から平成二十九年三月三十一日までに係る部分に限る。） | 六二、二七七円 |
| 省令附則第五条に規定する総報酬割概算負担率 | ○・○○八一九三三八 |
| 省令附則第五条の二に規定する補正後第二号被保険者一人当たり負担調整見込額 | 九二二円 |
| 省令附則第五条の四第一項第二号イに規定する率（健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による被保険者（ただし、同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者を除く。）に係る補正後第二号被保険者見込数（省令附則第五条の四第一項に規定する第二号被保険者見込数一補正後第二号被保険者見込数をいう。以下同じ。）を算定する場合の全国健康保険協会に係るものに限る。） | ○・○一九七九三一七 |
| 省令附則第五条の四第一項第二号イに規定する率（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を算定する場合の全国健康保険協会に係るものに限る。） | ○・○○八九九五三八 |
| 省令附則第五条の四第一項第二号イに規定する率 | ○・○○二四〇七一三 |

**○農林水産省告示第六百八十三号**

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十号）の施行に伴い、及び日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、次に掲げる日本農林規格の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月二十九日

農林水産大臣　齋藤　健

| | |
|---|---|
| 省令附則第五条の四第一項第二号イに規定する率（国民健康保険組合（被用者保険等保険者であるものに限る。）に係るものに限る。） | ○・○○一四三二七〇 |
| 省令附則第五条の四第一項第二号イに規定する率（共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団に係るものに限る。） | ○・○○○二〇九七〇 |
| 省令附則第六条第二項第二号に規定する率（健康保険法の規定による被保険者（ただし、同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者を除く。）に係る補正後第二号被保険者見込数を算定する場合の全国健康保険協会に係るものに限る。） | 一・〇〇九三三八七五 |
| 省令附則第六条第二項第二号に規定する率（船員保険法の規定による被保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を算定する場合の全国健康保険協会に係るものに限る。） | ○・九九〇八四二〇二 |
| 省令附則第六条第二項第二号に規定する率（健康保険法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を算定する場合の全国健康保険協会に係るものに限る。） | 一・〇〇一七一四一一 |
| 省令附則第六条第二項第二号に規定する率（健康保険組合に係るものに限る。） | 一・〇一〇一一八九九 |
| 省令附則第六条第二項第二号に規定する率（市町村（特別区を含む。）に係るものに限る。） | ○・九七三六四九八四 |
| 省令附則第六条第二項第二号に規定する率（国民健康保険組合に係るものに限る。） | ○・九九五八二六〇四 |
| 省令附則第六条第二項第二号に規定する率（共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団に係るものに限る。） | 一・〇〇四三一一三二 |
| 省令附則第七条に規定する補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額 | 六八、六七六円 |
| 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第六十七号）第一条の規定による改正前の介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令附則第九条に規定する補正後第二号被保険者一人当たり負担額 | 六二、九九〇円 |